

本追補では、二〇一五年一月の本書第五版刊行以降の重要な変化につき、その概要を述べる。本文を読み進める際に参照していただきたい。

第二章 独占禁止法の仕組みと基本概念

第六節 独占禁止法の国際取引への適用

二 独禁法の「域外適用」

五二頁前から五行目の後に、独禁法の域外適用を広範囲に認めた最高裁判決に関する以下の記述を挿入。

ブラウン管国際価格カルテル事件・最高裁判決（最判平成二九・一二・一二民集七一・一〇・一九五八）は、日本国外で合意されたテレビ用ブラウン管の販売価格カルテルであっても、当該ブラウン管を購入する取引が、わが国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となつて行ったものと評価できる場合には、当該合意は、わが国に所在するわが国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであり、わが国の自由競争経済秩序を侵害するものといえるから、当該合意を行った事業者に対し、わが国の独禁法を適用し課徴金の納付を命ずることができると

判示した。本判決は、国外で行われたカルテル合意の対象商品である基幹部品自体も当該基幹部品に基づき製造された完成品もわが国に輸入・納入されていなくとも、わが国の独禁法の適用ができると判示したものであり、その意味では、独禁法（競争法）の域外適用を肯定する考え方として国際的に一般に認められている効果主義を超えて域外適用を認めるものである。

第五章 不正な取引方法の規制

第一節 総説

三 公正競争阻害性

一八五頁後ろから七行目の前に、流通・取引慣行ガイドラインの改定に関する以下の記述を挿入。

「流通・取引慣行ガイドライン」（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成三・七・一一））が、平成二九年に改定されたので、以下では、「公正競争阻害性」に関する重要部分のみ抜粋しておく（同ガイドライン第一部）。

事業者が、取引先事業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為を、以下「垂直的制限行為」と呼ぶ。垂直的制限行為には、再販売価格維持行為と、取引先事業者の取扱商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為（以下「非価格制限行為」という）がある。

垂直的制限行為に公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかの判

断にあたっては、ブランド間競争の状況、ブランド内競争の状況、垂直的制限行為を行う事業者の市場における地位、垂直的制限行為の対象となる取引先事業者の事業活動に及ぼす影響、垂直的制限行為の対象となる取引先事業者の数および市場における地位、などの事項を総合的に考慮して判断する。その際には、「ブランド間競争やブランド内競争の減少・消滅といった競争を阻害する効果」のみならず、「競争を促進する効果」をも考慮して判断する。

公正かつ自由な競争が促進されるためには、各取引段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であり、ブランド間競争とブランド内競争のいずれか一方が確保されていれば他方が失われたとしても実現できるというものではない。

再販売価格維持行為は、流通業者間の価格競争を減少・消滅させることになるため、通常、競争阻害効果が大きく、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である。

他方で、非価格制限行為は、一般的に、その行為類型および個別具体的なケースごとに市場の競争に与える影響が異なる。①行為類型のみから違法と判断されるのではなく、個々のケースに応じて、当該行為を行う事業者の市場における地位等から、「市場閉鎖効果が生じる場合」や、「価格維持効果が生じる場合」といった公正な競争を阻害するおそれがある場合に当たるか否かが判断されるもの、および②通常、価格競争を阻害するおそれがあり、当該行為を行う事業者の市場における地位を問わず、原則として公正な競争を阻害するおそれがあると判断されるものがある。

「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規

参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。

「価格維持効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、当該行為の相手方とその競争者間の競争が妨げられ、当該行為の相手方がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。

自己の競争者との取引等の制限（第2の2）、厳格な地域制限（同3（3））、抱き合わせ販売（同7）については、「市場における有力な事業者」によって当該行為が行われた場合に不公正な取引方法として違法となるおそれがある。

ここで、「有力な事業者」とは、「当該市場……におけるシェアが二〇％を超えることが一応の目安となる」とされている。ただし、この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではなく、当該行為によって「市場閉鎖効果が生じる場合」又は「価格維持効果が生じる場合」に違法となる。

市場におけるシェアが二〇％以下である事業者や新規参入者がこれらの行為を行う場合には、通常、公正な競争を阻害するおそれはなく、違法とはならない。

第五章

第七節 取引妨害・内部干渉（独占禁止法二条九項六号へ）

二 取引妨害（一般指定一四項）

二九三頁 前から三行目〜一三行目を、以下の記述に差替え。

(i) 並行輸入の問題 並行輸入とは、「総代理店契約が輸入品について行われる場合において、第三者が契約当事者間のルートとは別のルートで契約対象商品を輸入すること」である（流通・取引慣行ガイドライン第3部第2）。ここでは、「商標権を侵害しないいわゆる真正商品の輸入を前提としている」（同）のであり、それ以外のいわゆるニセブランド商品、海賊版などの輸入は、商標法・著作権法などの各知的財産権法違反として処理され、独禁法違反を論じる以前の問題である。

独禁法二一条に関し、知的財産ガイドラインによれば、知的財産法による「権利の行使」とみられる行為であっても、知的財産保護制度の趣旨を逸脱しまたはその目的に反し「権利の行使と認められる行為」とは評価されない場合には独禁法が適用される。

特許権等の知的財産権者またはその許諾を得た者が、いったん当該製品を国内で適法に拡布した場合には、当該製品に係る知的財産権は消尽すると解されている（国内消尽）が、並行輸入との関係では、国内消尽の有無が問題となる。

結論だけ簡単に述べれば、真正商品の並行輸入は、現在の判例・通説によれば、商標権を侵害するものではなく、商標権者からの輸入差止めは原則として認められない。契約対象商品が特許製品であり、日

本で特許権が登録されている場合も、BBS事件・最高裁判決（平成九・七・一民集五一・六・二二九九）は、原則として特許権者は並行輸入を阻止することはできないと判示した。著作権のうち譲渡権については、「円滑な流通」および「取引の安全の確保」の観点から、国内消尽・国際消尽を採用することが明確化された（平成一年著作権法改正による第二六条の二、第九五条の二、第九七条の二）（以上の知的財産権と並行輸入の関係についての詳細は、第七章第四節二を参照）。

第六章 執行・実現

第一節 行政措置

二 排除措置命令

三一三頁 前から四行目の後に、確約手続の導入に関する以下の記述を挿入。

わが国を含む一か国により平成三〇年三月八日に署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11協定」という）の締結に伴い、独禁法を改正して、独禁法違反の疑いについて公取委と事業者との間の合意により自主的に解決する仕組みである確約手続（確約制度ともいう）の導入が予定されている。確約手続は、競争上の問題の早期是正、公取委と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するものといわれる。確約手続を導入するための独禁法改正の施行期日は、TPP11協定の発効日、すなわち

少なくとも六か国がそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を寄託者であるニュージーランドに通報した日の後六〇日、である。公取委は、まだ確約手続の施行日前であるが、すでに確約手続規則を制定し、「確約手続に関する対応方針」を公表（平成三〇年九月二六日）している。

「確約手続に関する対応方針」は、概要、つぎのように述べている。第一に、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるとき、違反被疑行為を確約手続に付すとし、他方では、①入札談合、価格カルテル等のハードコアカルテルに当たる違反被疑行為、②過去一〇年以内に行った違反行為と同一（繰り返し）の違反被疑行為、③刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為、は確約手続の対象としない。第二に、確約措置は、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、①違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること、②確実に実施されることと見込まれるものであること、という認定要件を満たす必要がある。第三に、確約措置の典型例として、①違反被疑行為を取りやめること又は取りやめようとするものの確認、②取引先・利用者等への通知又は周知、③コンプライアンス体制の整備、④契約変更、⑤事業譲渡等、⑥取引先等に提供させた金銭的価値の回復、⑦履行状況の報告を挙げている。第四に、その他の主なポイントとして、①意見募集―広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合、申請を受けた確約計画の概要について意見募集を実施、②公表―確約計画の認定後、計画の概要、違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表、③確約手続移行後の調査権限の行使―確約手続の申請に係る通知後、被通知事業者に対し、立入検査、報告命令、供述聴取等の調査は原則行わない。

第七章 適用除外

第二節 協同組合

五 独占禁止法二二条但書

三八九頁 前から一行目の後に以下の記述を挿入。

近年、協同組合に関する法の運用が活発に行われている。参考までに、本書第五版（平成二七年）以降の法適用事例を挙げておく。

① 網走管内コンクリート製品協同組合事件⇨排除措置命令・同組合構成事業者に対する課徴金納付命令平成二七・一・一四（審決集六一巻一三八頁・同一八八頁）

↓ 八条一号（競争の実質的制限）該当

② J A福井県連事件（福井県経済農業協同組合連合会事件）⇨排除措置命令平成二七・一・一六（審決集六一巻一四二頁）

↓ 三条前段（私的独占の禁止）該当

③ ホクレン事件（北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事入札談合事件）⇨排除措置命令・課徴金納付命令平成二七・一・二〇（審決集六一巻一四八頁・同一九三頁）

↓ 三条後段（不当な取引制限）該当

④ 岡山県北生コンクリート協同組合事件⇨排除措置命令平成二七・二・二七（審決集六一巻一五三頁）

↓ 一般指定一四項（競争者に対する取引妨害）該当

⑤ 農協等発注特定農業施設工事等談合事件⇨排除措置命令・課徴

金納付命令平成二七・三・二六（審決集六一卷一五六頁・同一九七頁）

↓三条後段（不当な取引制限）該当

⑥ 土佐あき農業協同組合事件⇨排除措置命令平成二九・三・二九（審決集六三卷一七九頁）

↓一般指定一二二項（拘束条件付取引）該当

⑦ 土佐あき農協・排除措置命令執行停止申立事件⇨東京地決平成二九・七・三一判例集未登載

↓申立て却下

⑧ 阿寒農協警告事件⇨警告平成二九・一〇・六審決集未登載（公取委ウェブサイト掲載）

↓独禁法二条九項五号ハ（優越的地位の濫用）該当

⑨ 大分県農協差別取扱い事件⇨排除措置命令平成三〇・二・二三審決集未登載（公取委ウェブサイト掲載）

↓一般指定四項（取引条件等の差別取扱い）該当